

## 第3章 空家等対策の基本的な方針



### 3-1 空家等対策に関する基本的な方針

#### 計画の目標

#### 総合的な空家等対策による安全・安心な住環境の実現

空家は個人の財産であるため、空家法第5条において「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。」と規定されているように、所有者等が自らの責任によりの確に対応することを原則とします。

益田市では、所有者等による対応を促進するため、本市における空家等の現状や課題を踏まえて、空家等対策に取り組んでいくこととします。なお、空家等対策に取り組むにあたり、次の4つを基本的な方針として定め、総合的・計画的に対策を進めます。

基本方針は、居住中の住宅について将来の空家化に備えること、空家を適切に管理すること、空家・跡地を利活用することなど、主に空家の進行段階に応じたものとし、各段階において施策を講じます。

#### 基本方針① 将来の空家化に備える

建物管理に対する意識の啓発や不動産の適切な相続を促進することにより、住まいの円滑な承継が行われるよう、市民の意識を醸成していきます。

#### 基本方針② 空家等を適切に管理する

建物意識に対する意識の啓発の他、空家の適切な維持管理について情報提供などを行うことにより、建物の資産価値を維持し、空家の管理不全化を防ぎます。

#### 基本方針③ 空家・跡地を利活用する

空家を地域資源と捉えて活用を促進するとともに、老朽化した空家については所有者等自身による除却を促し、空家の減少及び跡地の利活用を図ります。

#### 基本方針④ 空家の管理不全化を解消する

周囲に悪影響を及ぼしている空家に対して、空家法に基づいた実効性のある措置を行い、市民の安全・安心を確保します。

## 第3章 空家等対策の基本的な方針



### 3-1 空家等対策に関する基本的な方針

#### 計画の目標

#### 総合的な空家等対策による安全・安心な住環境の実現

空家は個人の財産であるため、空家法第5条において「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。」と規定されているように、所有者等が自らの責任によりの確に対応することを原則とします。

益田市では、所有者等による対応を促進するため、本市における空家等の現状や課題を踏まえて、空家等対策に取り組んでいくこととします。なお、空家等対策に取り組むにあたり、次の4つを基本的な方針として定め、総合的・計画的に対策を進めます。

基本方針は、居住中の住宅について将来の空家化に備えること、空家を適切に管理すること、空家・跡地を利活用することなど、主に空家の進行段階に応じたものとし、各段階において施策を講じます。

#### 基本方針① 将来の空家化に備える

建物管理に対する意識の啓発や不動産の適切な相続を促進することにより、住まいの円滑な承継が行われるよう、市民の意識を醸成していきます。

#### 基本方針② 空家等を適切に管理する

建物管理に対する意識の啓発の他、空家の適切な維持管理について情報提供などを行うことにより、建物の資産価値を維持し、空家の管理不全化を防ぎます。

#### 基本方針③ 空家・跡地を利活用する

空家を地域資源と捉え、民間事業者等と連携し、利活用を促進するとともに、老朽化した空家については所有者等自身による除却を促し、空家の減少及び跡地の利活用を図ります。

#### 基本方針④ 空家の管理不全化を解消する

周囲に悪影響を及ぼしている空家に対して、空家法に基づいた実効性のある措置を行い、市民の安全・安心を確保します。